

(平成 27 年度第 4 回環境影響評価審査会資料)

- 1 (仮称) 琉球アネックス開発計画に係る事後調査報告書
について
 - (1) 事業概要 1
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 4

- 2 北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業 (仮称) に係る
事後調査報告書について
 - (1) 事業概要 7
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 11

(仮称) 琉球アネックス開発計画の事業概要

- 1 **事業名** (仮称) 琉球アネックス開発計画
 2 **事業者** 株式会社玉城園地 代表取締役 椿 勝
 3 **施行場所** 南城市玉城字中山高原1422番地 他248筆
 4 **事業概要**

(1) 事業目的

計画予定地に隣接する琉球ゴルフ倶楽部は、旧米軍施設（知念補給地区）の跡地利用として計画され、その第一期開発として昭和53年に完成開場した。本事業計画はその跡地利用の第二開発計画として位置づけられ、18ホールのゴルフコース及びクラブハウス等施設を新設するものである。

本事業計画は増加するゴルフ場のニーズに対応するため計画され、県民の健康増進及び余暇活動の場を提供することを目的とする。また、本ゴルフコースの開場によって、雇用の創出と定住促進、南城市の入域観光者数の増加など、地域の経済活動、観光産業などに寄与し、農村の活性化に貢献することができるものと考えている。

- (2) **事業規模** 約 33.8 ha

※環境影響評価書の段階では、約40.4haであったが、減少させている。

- (3) **事業内容** ゴルフ場の建設の事業※

- ・ゴルフ場（18ホール、パー58）、クラブハウス、管理施設等の建設
- ・コース総延長2,943m

※沖縄県環境影響評価規程別表第1の9「レクリエーション施設の建設」
 沖縄県環境影響評価条例別表の11「ゴルフ場の建設または変更の事業」

- (4) **事業実施計画、施設利用者数**

事業実施計画

区分		面積 (m ²)	割合 (%)
コース用地	フェアウェイ	42,152.43	12.47
	ラフ	15,777.31	4.67
	グリーン	8,652.44	2.56
	ティグラウンド	4,992.24	1.48
	バンカー	1,551.91	0.46
	小計	73,126.33	21.64
カート及び管理用道路用地		13,209.24	2.95
進入路及び駐車場用地		6,367.08	1.41
練習場用地		383.20	0.80
クラブハウス用地		540.01	1.01
カート収容施設用地		608.99	0.18
法面用地		360.76	0.11
緑地用地		1,079.68	0.32
調整池用地	残地樹林地	54,765.41	16.20
	造成樹林地	187,570.45	55.49
		242,335.86	71.69
合計		338,011.15	100.00

施設の利用者数（予定）

	平日	土・日・祝祭日	合計
年間来場者数	23,128 人	31,416 人	54,544 人

- (5) 造成計画 切土量 71,772m³
盛土量 165,261m³
- (6) 施工期間 平成25年2月1日～平成26年1月16日
- (7) 供用開始 平成27年4月25日

5 経緯

(1) これまでの経緯

- ・ 昭和49年11月30日 米軍施設 知念補給地区の返還
- ・ " 12月26日 知念補給地区跡地利用対策委員会を発足
- ・ 昭和50年3月29日 (株)玉城園地の計画するゴルフ場を委員会において、誘致決定
- ・ " 8月1日 玉城村議会臨時会において誘致について議決
- ・ " 10月15日 県土保全条例に基づく開発行為事前協議書提出
開発面積：163ha（第1期：117.3ha、第2期：52ha）
- ・ " 11月27日 開発行為事前協議を承認（県→事業者）
- ・ 昭和51年4月13日 県土保全条例に基づく開発行為許可申請書提出
- ・ " 6月16日 開発行為許可（開発面積：169ha）
- ・ " 8月1日 造成工事着手（第1期）
- ・ 昭和53年3月30日 工事完了（第1期）
- ・ " 5月1日 27ホールで供用開始（琉球ゴルフ倶楽部）
- ・ 平成2年10月16日 開発行為事前協議の申し出（第2期）
（玉城村字中山与玉原1270番地 他289筆）※
※今回申請の40haを含めて事前協議を実施
- ・ 平成3年3月29日 同事前協議の回答（知事→事業者）
- ・ " 5月1日 土地の借地について地主会との協議不成立
- ・ 平成10年1月20日 地主会と土地の借地について協議成立
- ・ " 7月 ゴルフコース増設計画について設計コンサルへ依頼
- ・ 平成11年12月21日 開発計画概要書を玉城村へ提出
- ・ 平成12年4月3日 県土保全条例に基づく開発行為基本許可申請書提出

～
環境影響評価手続きの実施（下記、「(2)沖縄県環境影響評価規程に基づく手続き」参照）
～

- ・ 平成15年10月23日 開発行為の許可
※約40.4haについて許可がおりる。

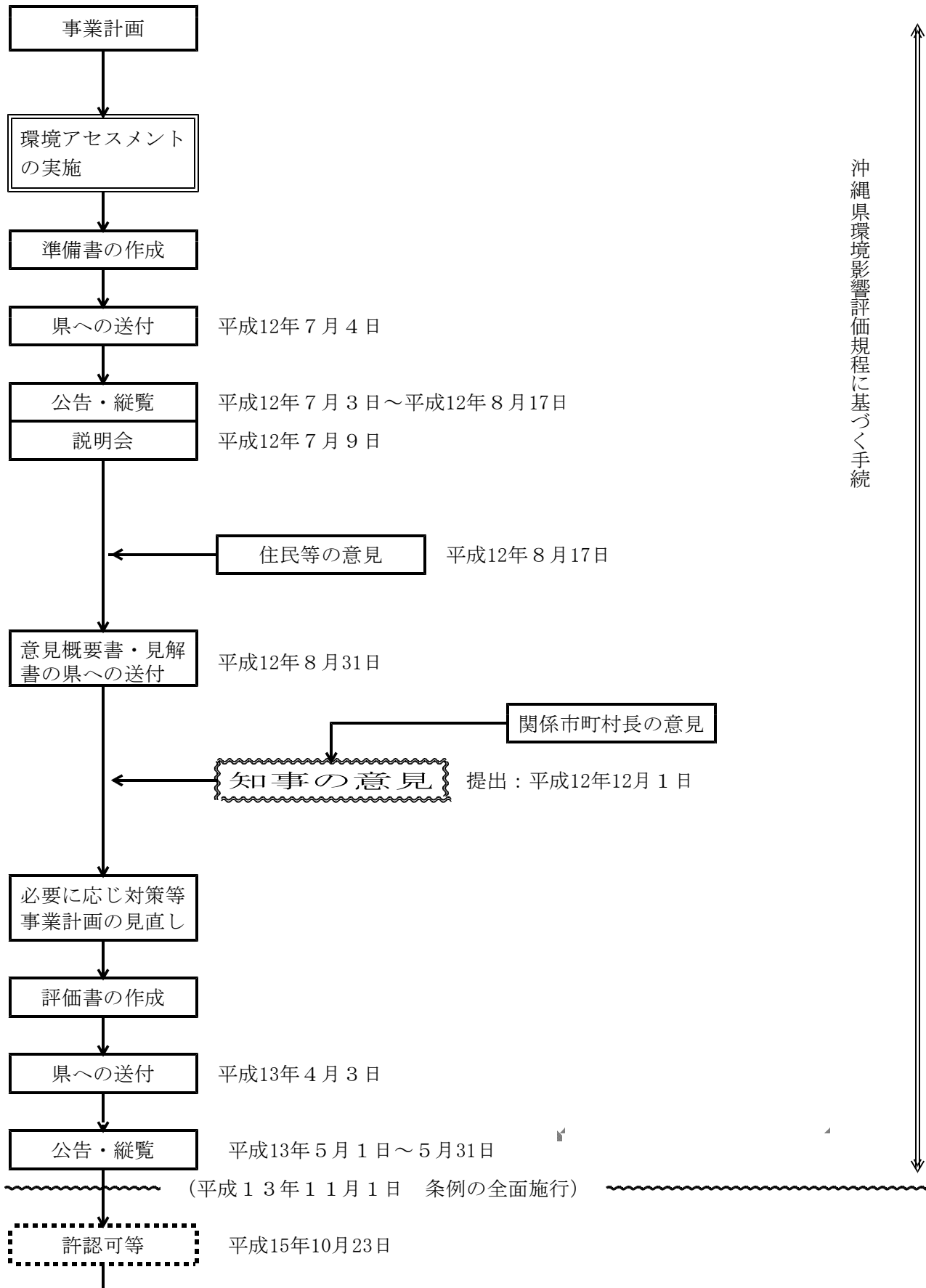
(2) 沖縄県環境影響評価規程に基づく手続

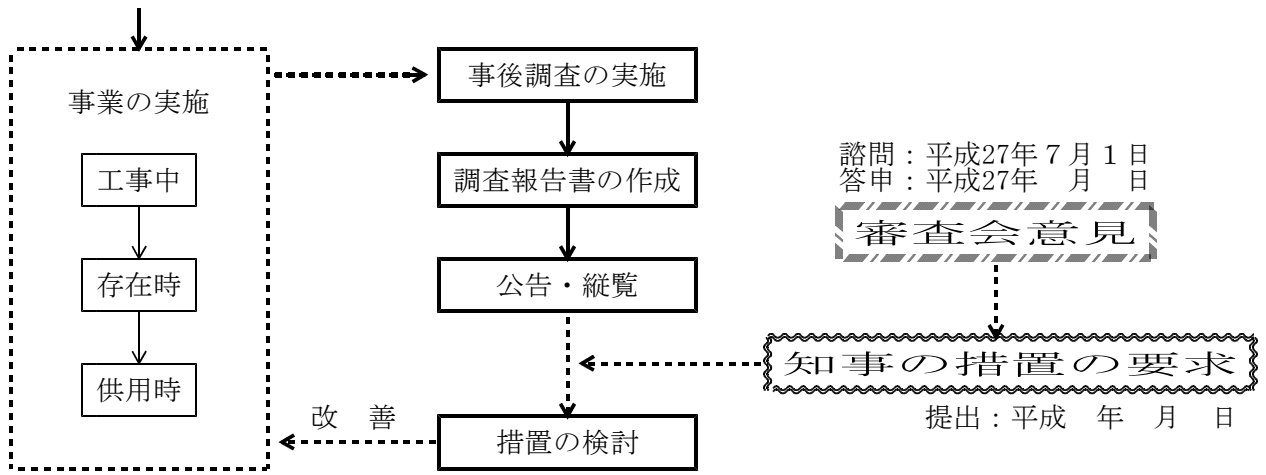
- ・ 平成12年7月3日 環境影響評価準備書の公示・縦覧（～8月17日まで）
- ・ " 7月4日 環境影響評価準備書の県への送付
- ・ " 7月9日 準備書の住民説明会の開催
- ・ " 8月17日 住民意見の提出期限
- ・ " 8月31日 関係地域住民の意見概要の提出
- ・ " 12月1日 準備書に対する知事意見
- ・ 平成13年4月3日 環境影響評価書の県への提出
- ・ " 5月1日 環境影響評価書の公示・縦覧（～5月31日まで）

(3) 沖縄県環境影響評価条例に基づく手続

- ・ 平成13年11月1日 沖縄県環境影響評価条例 施行
(当該事業は、沖縄県環境影響評価条例附則第2項に基づく経過措置案件に該当、同項第6号の規定に基づき評価書の公告及び縦覧の手続きを経たものとみなす。)
- ・ 平成15年10月23日 開発行為の許可
- ・ 平成25年1月31日 工事着手届出書提出 (平成25年2月1日工事着手)
- ・ 平成27年5月26日 工事完了届出書提出 (平成27年1月16日工事完了)
- ・ 平成27年6月29日 事後調査報告書の県への送付
- ・ 7月1日 事後調査報告書の公告・縦覧 (平成27年7月30日まで)

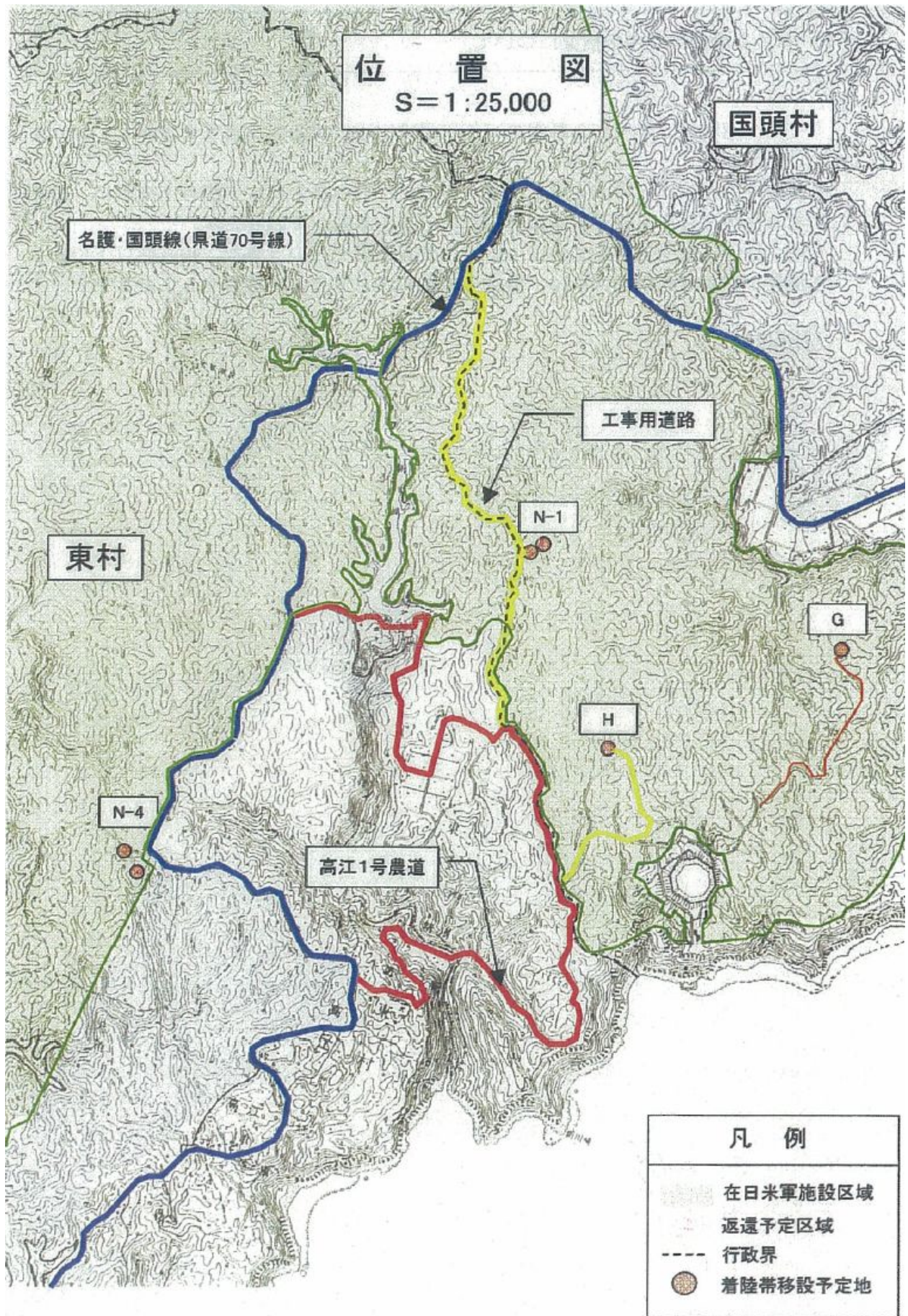
（仮称）琉球アネックス開発計画の 環境アセスメントに関する流れ





北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）の事業概要

- 1 事業名 北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）
- 2 事業者 沖縄防衛局（代表者 沖縄防衛局長 井上 一徳）
- 3 事業場所 国頭村、東村（北部訓練場内）
- 4 事業目的 SACO 最終報告を踏まえ、北部訓練場の過半（約 3,987ha）を返還するため、返還される区域に所在するヘリコプター着陸帯を同訓練場の残余部分に移設するとともに、進入路等支援施設を整備することを目的としている。
- 5 事業内容
 - (1) 事業種 種：ヘリコプター着陸帯（6か所）の移設及び進入路等支援施設の整備
 - (2) 規 模：約 3.6ha（6ヶ所合計）
 - ※直径 45m の着陸帯と外周囲 15m の範囲の無障害物帯からなる。
 - ・着陸帯：全面芝張
 - ・法 面：種子吹付
 - ※進入路（3箇所） 計 約 1,400m
 - ・碎石舗装等（G・H・N-4 地区）
 - (3) 選定経緯：事業実施区域は、過年度調査地点 5 地区 7ヶ所及び継続環境調査地点 6 地区 8ヶ所の中から、4地区 6ヶ所を選定。
- 6 環境影響評価手続の実施について
当該事業は、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではないが、自然環境の保全に最大限配慮するとの観点から、事業者の自主的な判断により、環境影響評価を実施したものである。



7 経緯

(1) 計画の経緯

- 平成8年12月 SACO 最終報告に、ヘリコプター着陸帯を返還される区域から残余の部分に移設することを条件に、北部訓練場の過半を返還されることが盛り込まれた。
- 平成10年12月 防衛施設庁は移設候補地選定のための環境調査を実施。(～平成12年3月)
- 平成11年4月 日米合同委員会において、返還される北部訓練場の区域に所在するヘリパッド(7ヶ所)を同訓練場の残余部分に移設するとともに、進入路等支援施設を整備することを条件として、その過半(約3,987ha)を返還することが合意された。(平成14年度返還予定)
- 平成13年1月 防衛施設庁は、ヘリパットの移設候補地周辺で実施した環境調査(平成10年12月～平成12年3月)の結果概要を公表。
- 平成13年度～ 調査の結果を踏まえ、自然環境への影響の少ない新たな候補地を探るため、14年度までの2年間、環境調査を継続。
- 平成14年6月 沖縄県環境影響評価条例に準じ、環境影響評価の手続を開始。「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に係る継続環境調査検討書」(以下「検討書」という)を公告・閲覧。

(2) 環境影響評価手続の経緯

[検討書(方法書相当)]

- 平成14年6月21日 検討書の送付
6月21日 検討書の公告・閲覧(7月22日まで)
7月12日 環境影響評価審査会への諮問
10月7日 環境影響評価審査会から答申
10月11日 検討書に対する知事意見の提出

[環境影響評価図書案(準備書相当)]

- 平成18年2月9日 環境影響評価図書案の送付
2月10日 環境影響評価図書案の公告・閲覧(3月11日まで)
3月24日 環境影響評価審査会への諮問
8月17日 環境影響評価審査会から答申
8月25日 環境影響評価図書案に対する知事意見の提出

[環境影響評価図書(評価書相当)]

- 平成18年12月14日 環境影響評価図書の送付
12月25日 環境影響評価審査会への諮問
平成19年1月17日 環境影響評価審査会から答申
1月26日 環境影響評価図書に対する知事意見の提出

[補正後の環境影響評価図書(補正評価書相当)]

- 平成19年2月20日 補正評価図書の送付
2月21日 補正評価図書の公告・閲覧(2/21～3/22)

〔工事の実施及び事後調査報告書〕

平成19年3月13日	SACO 案件に関する日米合同委員会合意 ※ヘリコプター着陸帯3ヵ所（N-4地区、H地区）の建設工事の実施 について承認
7月2日	工事着手届出書の県への提出
7月3日	工事着手
平成20年1月9日	SACO 案件に関する日米合同委員会合意 ※ヘリコプター着陸帯残り3ヵ所（N-1地区、G地区）の建設工事の 実施について承認
平成23年1月	N-4.1における赤土対策工等の実施
平成24年9月	N-4.1における土工事の実施
平成25年3月	N-4.1着陸帯が完成
平成25年7月24日	事後調査報告書の送付
8月2日	環境影響評価審査会への諮問
9月9日	環境影響評価審査会から答申
10月4日	環境保全措置の要求
平成25年9月	N-4.2着陸帯の工事に着手
平成26年3月	N-4.2着陸帯進入路の一部と張芝工を残して工事を中断
平成26年6月12日	事後調査報告書の送付
6月13日	環境影響評価審査会への諮問
9月12日	環境影響評価審査会から答申
9月24日	環境保全措置の要求
7月	進入路の一部と張芝工を再開
7月末	N-4地区に関する工事終了
平成27年2月17日	N-4地区の追加提供が閣議決定された（2月19日官報登載）
7月30日	事後調査報告書の送付
7月30日	環境影響評価審査会への諮問

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）の 環境影響評価に関する流れ

